

池田市短期集中予防サービス(短期集中リハビリ教室)

短期集中予防サービス(短期集中リハビリ教室)とは

3か月間の「通所」(運動の教室)とリハビリテーション専門職が日常生活等のアドバイスを自宅にて行う「訪問」を組み合わせたサービスです。目標に合わせて通所と訪問を一体的に行います。

対象者

池田市在住で、65歳以上の要支援1・2もしくは事業対象者(リハビリテーション専門職によるサービスや、通所介護のサービスを利用している場合は対象となりません。)

利用料

2,000円/月 月途中で参加を取りやめても返金はできません。
・毎月初回通所(運動の教室)時に現金で通所担当者にお支払いいただきます。

サービス内容

【通所(運動の教室)】

曜日： 火曜日・金曜日(祝日等は除く)(2回/週・基本3か月)

時間： 午前10時～11時30分

場所： 保健福祉総合センター

内容： ①理学療法士によるおおむね10分程度(参加人数により異なる)の個別トレーニングや、理学療法士が考えた自主トレーニングプログラムをご自身で行い、目標達成を目指します。

②65歳以上の方々と一緒に臥位での運動や立位での運動・エルゴメーターでの運動を順番に行って身体機能の向上を目指します。

【訪問】

理学療法士または作業療法士が期間中、毎月1回自宅へ訪問します。

- ・具体的な目標設定と日常生活におけるアドバイス
 - ・通所でのプログラム立案
 - ・目標達成状況の確認
- 等

利用の流れ

1. 担当の地域包括支援センター職員、もしくはケアマネジャーにご相談ください。
2. 地域リハビリテーション活動支援事業でリハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員、もしくはケアマネジャーがご自宅を訪問し、心身状態や困っていること、本人の希望などを確認し、短期集中予防サービス(短期集中リハビリ教室)への参加について検討します。
3. 本サービス内容を確認し同意の上、「短期集中予防サービス利用申請書」を記入し、申し込みしてください。
4. 健康増進課にて審査を行い、利用の可否を決定します。利用が決定した場合は本人や地域包括支援センター職員、もしくはケアマネジャーに訪問日の調整や支援の確認をさせていただきます。
5. 初回訪問として、リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員、もしくはケアマネジャーがご自宅を訪問します。身体状況を詳細に評価し、目標設定を行います。
6. 初回訪問後、通所(運動の教室)を開始します。
7. 初回訪問1か月後頃にリハビリテーション専門職がご自宅を訪問し、中間訪問を行います。目標の達成状況の確認や通所プログラムの見直しを行います。
8. 中間訪問1か月後頃にリハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員、もしくはケアマネジャーがご自宅を訪問します。目標の達成状況と今後のためのアドバイスをを行います。



【問い合わせ先】

池田市

健康増進課

TEL:072-754-6032